相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市戸田四九三番地、最後の住所栃木県那須塩原市埼玉三番地一七　寿山荘ブランチさきたま　被相続人　亡　阿久津嘉弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

栃木県大田原市中央二―二―五　相続財産管理人　弁護士　高田　直之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市日吉町一丁目三八〇番地、最後の住所群馬県前橋市六供町八〇八番地二　被相続人　亡　大磯　純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

群馬県高崎市岩押町三二番地二ミノルマンション一〇一　相続財産管理人　弁護士　村越　芳美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市印内三丁目二三番、最後の住所東京都江戸川区西葛西五丁目八番五―一〇〇四号　被相続人　亡　西　俊生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

東京都港区西新橋一―二〇―三虎ノ門法曹ビル二〇四号室東京フィールド法律事務所　相続財産管理人　弁護士　長田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区北砂六丁目四五六番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　大関　とし

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

東京都港区虎ノ門一丁目一二番一号虎ノ門第一法規ビル三階あきつ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　奥平　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区徳丸三丁目一一九番地、最後の住所東京都板橋区徳丸三丁目一六番一四号　被相続人　亡　小川　正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

事務所東京都千代田区神田多町二丁目一一番四号セキビル五階柄澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　柄澤　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区一ツ家二丁目一番、最後の住所東京都足立区一ツ家三丁目二七番三―六〇八号ニュー五反野スカイハイツ　被相続人　亡　小嶋　理佐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

事務所東京都江東区東陽二―四―二九マルシンビル七〇五号東葉法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉野　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区雑司が谷三丁目一四六七番地、最後の住所東京都豊島区雑司が谷一丁目三九番六―四〇七号　被相続人　亡　大塚　明夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区大原町四六番地、最後の住所東京都練馬区貫井二丁目一七番一号メゾン秋月一〇一　被相続人　亡　稲垣　雅隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

事務所東京都新宿区三栄町二三番一号ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森田　太三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住四丁目六四番地、最後の住所東京都足立区千住四丁目一五番一一号　被相続人　亡　鈴木　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

事務所東京都新宿区三栄町二三番一号ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森田　太三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区上荻二丁目一六五番地、最後の住所東京都国分寺市戸倉一丁目一二番地八七　被相続人　亡　鈴木　太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビル三階福澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市殿原町八九九番地二、最後の住所東京都小平市花小金井三丁目二五番二一号さくら野杜　被相続人　亡　大野八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビル三階福澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区豊玉中三丁目一二番地、最後の住所東京都立川市錦町一丁目一四番五号日神パレステージ立川九〇二号　被相続人　亡　酒井　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　橋積　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県三郷市早稲田七丁目二二番地四五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中川　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

事務所東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル四階隼あすか法律事務所　相続財産管理人　弁護士　滝口　博一

第８期決算公告

平成26年11月5日
東京都渋谷区恵比寿南三丁目５番７号
eCURE株式会社
代表取締役　沖田　貴史

貸借対照表の要旨
（平成26年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	143
	固定資産	2
	資産合計	146
負債及び純資産の部	流動負債	24
	株主資本	121
	資本金	75
	資本剰余金	46
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	35
	（うち当期純利益）	(20)
	負債・純資産合計	146